

○岐阜県営繕工事標準単価積算基準

1 基本的事項

この基準は、営繕工事における工事費積算に用いる単価及び価格に関する基本的事項を定める。

なお、山間へき地等の地理・気象条件が特異な場合や社会・経済動向に著しい変化が認められる場合等においては、実状に応じた適切な単価及び価格を用いる。

2 単価及び価格の算定

単価及び価格の算定については次の(1)から(5)による。

(1) 材料価格等

材料価格等は、積算時の最新の現場渡し価格とし、物価資料の掲載価格又は製造業者の見積価格等を参考に定める。

(2) 複合単価

複合単価は、材料、労務、機械器具専門工事業者等の諸経費等の各要素と単位施工当たりが必要とされる数量（以下「所要量」という。）から構成される歩掛りに、次の単価等を乗じて算定する。

なお、一部「岐阜県個別歩掛り」によるものについては、「市場単価」を採用する。

ア 材料単価

材料単価は、物価資料の掲載価格等による。

イ 労務単価

労務単価は、当該年度の「実施設計書に使用する単価表（県土整備部）」による。ただし、所定労働時間外の作業、特殊条件による作業等については、労務単価の割増しを行うことができる。

ウ 機械器具費

機械器具損料は、「請負工事機械経費積算要領」（昭和49年3月15日付建設省機発第44号）による。なお、これによりがたい場合及び建設機械賃料は物価資料の掲載価格等による。

エ 仮設材費

仮設材費は、物価資料の掲載価格等による賃料又は材料の基礎価格に損料率を乗じて算定する。なお、これによりがたい場合は、物価資料等の掲載価格による。

オ 専門工事業者等の諸経費

専門工事業者等の諸経費は、専門工事業者等の現場管理費及び一般管理費等であり、表2による。専門工事業者等の諸経費は、材料、労務、機械器具の各要素に対して率を乗じ、その合計により算定する。

(3) 主要資材単価

主要資材単価は、毎月ごとに調査した単価とし、単価構成は以下のアからウによる。

ア 鋼材

鋼材の単価構成は次の(ア)から(ウ)を加算し(エ)を減じた価格とする。

(ア) 材料単価

(イ) 荷卸費

(ウ) 規格料

(エ) スクラップ回収費

イ コンクリート

コンクリートの単価は、各々の地域別の価格とする。

ウ 鉄筋

鉄筋の単価構成は次の(ア)及び(イ)を加算し(ウ)を減じた価格とする。

- (ア) 材料単価
- (イ) 荷卸費
- (ウ) スクラップ回収費

(4) 市場単価

市場単価は、元請業者と下請の専門工事業者間の取引についての調査結果に基づき、単位施工当たりの価格であり、材料費、労務費、機械器具費等（専門工事業者の諸経費を含む。）によって構成される。

物価資料の掲載価格等によることを基本とするが、工事場所が掲載都市ではなく、他に適切な単価がない場合は、工事場所を包括する地区を代表する都市の単価を準用することができる。

(5) 単位施工単価

単位施工単価は、複合単価の算定方法と元請業者と下請の専門工事業者間の取引についての調査結果を組み合わせることにより求められる価格であり、市場における取引実態を反映しつつも、単位施工当たりに必要とされる標準的な材料費、労務費等の内訳を把握できるようにした単価である。

細目工種を代表する規格・仕様の単位施工単価（以下、「ベース単価」という）は、(2)複合単価の算定方法により算定する。

それ以外の規格・仕様の単位施工単価（以下、「シフト単価」という）は、ベース単価との乖離を、元請業者と下請の専門工事業者間の取引の調査結果に基づき、次に示すとおり調整して算定する。

$$\text{シフト単価} = \text{ベース単価} \times \frac{\text{シフト単価の細目工種の取引調査結果に基づく単位施工当たりの価格}}{\text{ベース単価の細目工種の取引調査結果に基づく単位施工当たりの価格}}$$

ベース単価は、工事場所の材料単価、労務単価を用いて算定することを基本とする。シフト単価は物価資料の掲載価格等によることを基本とするが、工事場所が掲載都市ではなく、他に適切な単価がない場合は、工事場所を包括する地区を代表する都市の単価を準用して調整することにより、その単価を算定することができる。

(6) 上記以外の単価及び価格

上記以外の単価及び価格は、専門工事業者等の諸経費を考慮のうえ、物価資料の掲載価格又は製造業者・専門工事業者の見積価格等を参考として定める。

3 歩掛り

複合単価、単位施工単価の算定に用いる歩掛りの構成については次による。

複合単価の算定に用いる歩掛りは「公共建築工事標準単価積算基準（国土交通省）」による歩掛り又は「岐阜県個別歩掛り」を標準とする（以下「標準歩掛り」という。）。

(1) 材料

材料の所要量は、施工に伴い通常発生する材料の切り無駄等（以下「端材等」という。）を考慮した割増しを含む。

(2) 労務

労務の所要量は、平均的能力の作業員による標準作業量とする。

(3) 機械器具

機械器具の所要量は、平均的能力の機種による標準作業量とする。

- (4) 専門工事業者等の諸経費（標準歩掛り、単位施工単価のベース単価の表中においては、「諸経費」という。）
専門工事業者等の諸経費の率は、表3によることを基本とする。

4 単価及び価格の適用

単価及び価格の適用については、「公共建築工事標準単価積算基準（国土交通省）」の第2編～第5編によるほか次による。

- (1) 材料価格等の採用にあたっては、数量の多寡や仕様・規格の違い等、各々の工事における特殊性を考慮する。
- (2) 市場単価において、規格・仕様が各編記載の細目工種の摘要と一部異なる場合は、類似の市場単価を適切に補正してその単価を算出することができる。
- (3) 単位施工単価において、規格・仕様が各編記載の細目工種の摘要と一部異なる場合は、類似の単位施工単価を適切に補正してその単価を算出することができる。
- (4) 製造業者又は専門工事業者の見積価格等を参考に価格を算定するにあたっては、市中における取引状況を把握し適切に補正して定める。
- (5) 施工中に発生する端材等を指定場所まで集積する費用は、別に定める場合を除き、単位施工当たりが必要となる単価及び価格に含む。
- (6) 材料及び機器等の場内小運搬に要する費用は、別に定める場合を除き、単位施工当たりが必要となる単価及び価格に含む。
- (7) 材料及び機器等の揚重に要する費用は、別に定める場合を除き、単位施工当たりが必要となる単価及び価格に含まない。

5 営繕工事内訳書に記載する単価

営繕工事に記載する単価（材料価格又は複合単価）は、次による。

- (1) 単価が100円未満の場合は、正数とする。
なお、小数点以下の値がある場合は、少数第1位を四捨五入した整数とする。
- (2) 単価が100円以上1,000円未満の場合は、上位2桁とし、上位3桁目を四捨五入し、数値は0とする。
- (3) 単価が1,000円以上の場合は、上位3桁とし、上位4桁目を四捨五入し、これ以降の数値は0とする。

6 設計変更時の取り扱い

設計変更における工事費の積算に用いる単価及び価格は、当初設計における工事費積算時の単価及び価格とする。

7 分割発注の取り扱い

本来一体とすべき同一建築物又は同一敷地内の工事を分割して発注する場合の後から発注する工事の工事費に算定に用いる単価及び価格は、後工事の工事費積算時の単価及び価格とする。

表2 製造業者・専門工事業者の諸経費（下請経費）

現場管理費	工事施工に当たり現場で必要とする費用及び現場労働者に係る費用であり、その内容は以下のとおりとする。 労務管理費（安全、衛生に要する費用を含む）、租税公課、保険料、従業員給料手当、
-------	--

	退職金、法定福利費（法定の雇用保険料、健康保険料及び厚生年金保険料の事業主負担額）、福利厚生費、事務用品費、通信交通費、小器材の損耗費その他の現場管理に要する費用
一般管理費等	本店及び支店の従業員に係る費用並びに会社の継続運営に必要な費用であり、その内容は以下のとおりとする。 役員報酬、従業員給料手当、退職金、法定福利費、福利厚生費、維持修繕費、事務用品費、通信交通費、動力用水光熱費、調査研究費、広告宣伝費、交際費、地代家賃、減価償却費、試験研究償却費、租税公課、保険料、雑費、付加利益

表3 専門工事業者等の諸経費の率

率を乗ずる歩掛りの対象	率	備考
労務費（労）※	42～52%	
材料費、消耗材料費等（労以外）※	9～13%	

※標準歩掛り、単位施工単価のベース単価の歩掛りの表中において、（労）、（労以外）の略称により、率を乗ずる歩掛りの区分を示す。標準歩掛り、単位施工単価のベース単価と類似の材料等を用いる場合には、表中の「率を乗ずる歩掛りの区分」に準じて率を乗ずる。

附則

この基準は令和8年6月1日から施行し、同日以降に公告する案件から適用する。